

高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金の申請手続き

1 補助対象事業所

令和4年11月1日時点で現に指定等を受けており、かつサービスを提供している者（介護サービスにあつては介護報酬の請求がある者）（休止中を除く）
ただし、以下に該当する場合は申請できません。

- ① 政令市・中核市に所在する事業所
- ② 当該一時支援金の申請時点で廃止している事業所
- ③ 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑤ 基準上の設備を共有する事業所であつて、「障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所



2 補助金の額


サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じた額

【HP掲載の「基準単価表」参照】

（入所：5万円～205万円、通所：1万8千円～73万8千円、訪問：2万5千円）

- ※ 対象となる事業所において、基準上の設備を共有する複数サービスの指定を受けている場合は、1つの施設・事業所として取扱います。
- ※ 介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスとみなします。

3 申請方法

申請方法	電子申請ができる場合	電子申請に先立ち、まず下記の URL 又は QR コードからアクセスいただき、法人情報登録用 URL 取得のため貴法人のメールアドレス登録を必ず行ってください。 ※スマートフォンでの申請も可能です。 ①法人メールアドレス登録用 URL https://hyogo-koutoutaisaku.form.kintoneapp.com/public/top ②法人メールアドレス登録用 QR コード  メールアドレス登録がされると事務局から「法人情報登録用 URL」が送信されます。この URL から①法人情報登録と、②介護保険事業所番号ごとの補助金申請をしてください(申請完了後に完了メールが届きます)。
	電子申請ができない場合	電子申請による受付としますが、電子申請ができない場合は、 HPより申請書をダウンロードし、下記までお送りください。(郵送の際は、必ずレターパックでお送りください)。 ※郵送先 650-8567 (住所不要) 兵庫県原油価格・物価高騰対策一時支援金支給事業事務局 あて
申請時期	令和4年11月15日(火)～令和4年12月14日(水)【厳守】	
支払について	事務局及び県担当課において申請内容を確認のうえ、交付決定後、申請時に登録された口座に振り込みます。	

4 問い合わせ先

兵庫県原油価格・物価高騰対策一時支援金支給事業事務局コールセンター

078-361-5300

受付時間:平日9時～17時(土日祝日は除く)